

# 写真で見る 廿日市市 文化財

## 広島県指定重要文化財

洞雲寺 9,12,13,15  
廿日市市佐方1071-1

No  
9

絹本着色 金岡用兼禅師肖像画  
けんぼんちやくしよく  
きんこうようけんぜんじしょうぞうが

金岡用兼禅師持物木製長杖

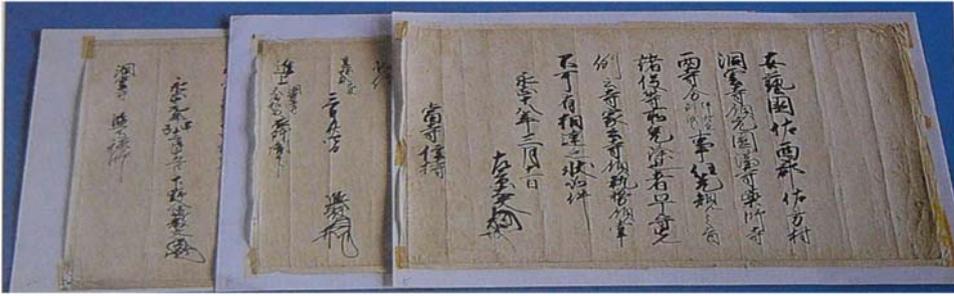


図説 廿日市の歴史より

12

紙本墨書 洞雲寺文書  
しほんぼくしょ どううんじもんじよ

戦国時代の古文書42通  
内 巖島神主家・大内氏・陶氏関係 29通  
毛利氏関係 13通



13

紙本墨書 洞雲寺本正法眼蔵  
しほんぼくしょ どううんじほんしょうほうがんぞう

曹洞宗開祖、道元禪師が寛喜三年(1231)から二十三年間永平寺や門下に示した説法の記録。この写本は金岡用兼禪師が阿波国桂林寺で永正七年(1510)四月から八月にかけ書写したもの。



15

金岡用兼禪師関係遺品  
きんこうようけんぜんじかんけいひん

金岡禪師の遺品の一つの持鉢  
高さ8.3cm、口径15.8cm  
曹洞宗では応量器と呼ばれる。  
仏弟子が布施や供養をうけるために用いる。



夏用袈裟

このほかに長杖・袈裟(夏・冬用)がある。

冬用袈裟

